

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱

令和7年11月4日

要綱第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町の良好な里山景観と安全な暮らしを守るとともに、荒廃した竹林の整備及び放置竹林の拡大防止を図るため、竹林の整備に要する費用に対して、当該経費を予算の範囲内で補助する猪名川町荒廃竹林整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 荒廃竹林 適正な管理がされていない放置竹林をいう。
- (2) 荒廃竹林整備事業 町内に所在する荒廃竹林の伐採、撤去及び処分を行う事業をいう。

(対象竹林)

第3条 補助金の対象となる荒廃竹林は、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に基づく森林のうち、人家や農地等に近隣接するものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、猪名川町内にあ
る荒廃竹林の所有者（以下「所有者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
い。

- (1) 本事業の実施に当たって、他の補助金等の交付の対象となる者
- (2) 猪名川町から課税された税を滞納している者
- (3) 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）第2条第4号から第6号までに該当する者

(4) その他町長が不適切と認める者

3 本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 対象となる荒廃竹林の面積が100平方メートル以上であること。

(2) 本事業による整備後、再生竹等を除去するなど、翌年度以降も所有者において適切に管理を行うこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 伐採、撤去及び処分（伐根は除く。）に要する経費

(2) 当該補助事業の実施に必要な作業道の開設に要する経費（ただし、幅員3m以下とする。）

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象経費の3分の2以内とし、25万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む。）につき同一年度において1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を実施する前に、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 収支予算書（様式第2号）

(2) 伐採等に要する経費の内訳がわかる見積書の写し

(3) 位置図（伐採等を行う場所が確認できる図面等）

(4) 伐採等を行う前の写真

(5) 誓約書（様式第3号）

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）に当たり、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更)

第9条 交付決定を受けた者は、交付決定の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に、第7条各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、変更の可否を決定し、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第6号）により、交付決定を受けた者にその旨を通知するものとする。

(廃止の届出)

第10条 交付決定を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに猪名川町荒廃竹林整備事業中止・廃止届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、猪名川町荒廃竹林整備事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第9号）

(2) 伐採等に要した経費の内訳がわかる請求書及び支出を証明する領収書等の写し

(3) 伐採等を行った後の写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金額を確定し、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金確定通知書（様式第10号）により、交付決定を受けた者に通知する。

(請求及び交付)

第13条 交付決定を受けた者は、前条の規定による補助金額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第14条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(調査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

猪名川町長 あて

住 所
氏 名
電話番号

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付申請書

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金の交付を受けたいので、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、交付決定の審査に必要な範囲で、町職員が町税の課税状況及び納付状況を確認することに同意します。

記

1 竹林の所在地 川辺郡猪名川町

2 竹林が所在する土地の所有者

住所

氏名

3 全体事業費 金 円

4 補助金申請額 金 円

※補助金申請額は、事業に要する経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）とし、上限は25万円とする。

5 事業の実施時期 年 月 日から 年 月 日まで

6 添付書類

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 伐採等に要する経費のわかる見積書の写し
- (3) 位置図（伐採等を行う場所が確認できる図面等）
- (4) 伐採等を行う前の写真
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

収 支 予 算 書

（1）収入の部

項 目	金 額（円）	備 考
町補助金		猪名川町荒廃竹林整備事業補助金
自己資金		
計		

（2）支出の部

項 目	金 額（円）	備 考
計		

※収入と支出の計は、必ず一致すること。

様式第3号（第7条関係）

誓 約 書

猪名川町長 あて

私は、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 本事業の実施にあたっては、あらかじめ周辺住民に周知するなど、紛争防止に努めます。
- 2 本事業の整備完了後は、再生竹等が発生した場合は除去するなど、責任をもって適切な管理を行います。

年 月 日

申請者名 (※)

(※) 自署しない場合は、記名押印してください。

様

猪名川町長

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で交付申請のあった猪名川町荒廃竹林整備事業補助金については、下記のとおり交付することを決定（却下）したので、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

交付決定

却下

- 1 補助金の名称 猪名川町荒廃竹林整備事業補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 年 月 日までに事業を完了すること。
 - (2) 本町が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
 - (3) 本事業の実施にあたっては、事前に周辺住民に周知すること。
 - (4) 本事業による整備後、再生竹等を除去するなど、翌年度以降も所有者において適切に管理を行うこと。
- 4 却下の場合、その理由

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

電話番号

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり、その内容を変更したいので、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の名称 猪名川町荒廃竹林整備事業補助金
- 2 変更交付申請額 金 円（変更前 金 ）
- 3 変更の内容及び理由
- 4 添付書類（該当するもののみ）
 - (1) 収支予算書（様式第2号）＜変更後＞
 - (2) 見積書（売却処分する場合は売却の見積書を含む。）＜変更後＞
 - (3) 事業実施位置が分かる地図等＜変更後＞
 - (4) 伐採前の写真＜変更後＞
 - (5) 誓約書（様式第3号）
 - (6) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった猪名川町荒廃竹林整備事業補助金については、下記のとおり交付額を変更することを決定（却下）したので、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

決定

却下

- 1 補助金の名称 猪名川町荒廃竹林整備事業補助金

- 2 既交付決定額 金 円

- 3 変更後の交付決定額 金 円

- 4 交付の条件
 - (1) 年 月 日までに事業を完了すること。
 - (2) 本町が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
 - (3) 本事業の実施にあたっては、事前に周辺住民に周知すること。
 - (4) 本事業による整備後、再生竹等を除去するなど、翌年度以降も所有者において適切に管理を行うこと。

- 5 却下の場合、その理由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

電話番号

猪名川町荒廃竹林整備事業中止・廃止届出書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた猪名川町荒廃竹林整備事業補助金について、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第10条の規定により事業を中止・廃止したいので届け出ます。

記

中止・廃止の理由

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

電話番号

猪名川町荒廃竹林整備事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた補助事業を完了したので、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1 伐採期間 着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

2 既交付決定額 金 円

3 事業費（実行額） 金 円

4 補助金額 金 円

5 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 伐採等に要した経費の内訳がわかる請求書、支出を証明する領収書等の写し
- (3) 伐採等を行った後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

項 目	金 額 (円)	備 考
町補助金		猪名川町荒廃竹林整備事業補助金
自己資金		
計		

(2) 支出の部

項 目	金 額 (円)	備 考
計		

※収入と支出の計は、必ず一致すること。

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金確定通知書

年 月 日付で、実績報告書の提出があった猪名川町荒廃竹林整備事業補助金については、その交付額を下記のとおり確定したので、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

印

電話番号

猪名川町荒廃竹林整備事業補助金請求書

年 月 日付 第 号により確定通知を受けた猪名川町荒廃
竹林整備事業補助金について、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第13条の規定
により、下記のとおり請求します。

なお、口座名義人が申請者と異なる場合は、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金の受領を下
記の口座名義人に委任します。

記

請求金額	円		
金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店	
金融機関コード	<input type="text"/>	店番号	<input type="text"/>
預金種別	1 普通・総合 2 当座 3 貯蓄		
口座番号	<input type="text"/>		
(フリガナ)	<input type="text"/>		
口座名義人	<input type="text"/>		

※通帳の口座番号等がわかる部分の写しを添付すること。